

## 千葉地方裁判所委員会（第24回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 日 時

平成20年9月18日（木）午後1時15分から午後3時30分まで

### 2 場 所

千葉地方裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

（1号委員 9人）

青木佐登至（千葉テレビ放送株式会社），林陽一（千葉大学大学院），杉田百合美（浦安市婦人の会），熊野裕二（日本放送協会千葉放送局），高田廣（千葉銀行），門井拓充（千葉県総合企画部），小池よね子（千葉市市民局生活文化部），前田宏子（調停委員），小澤正秀（茂原商工会議所）

（2号委員 2人）

大原明保（弁護士），生稻めぐみ（弁護士）

（3号委員 1人）

森悦子（千葉地検総務部長）

（4号委員 2人）

山崎敏充（千葉地裁所長），古田浩（千葉地裁刑事部総括判事）

（オブザーバー 1人）

菅原崇（千葉地裁民事部総括判事）

#### 【運営委員会構成員】

長谷川誠（千葉地裁民事部総括判事），柴野正博（千葉地裁民事首席書記官），赤坂清貴（千葉地裁刑事首席書記官），西澤光男（千葉地裁事務局長），高橋伸生（千葉地裁総務課長），鹿野直人（千葉地裁総務課課長補佐）

#### 【庶務担当者】

中越一英（千葉地裁総務課専門官）

### 4 議 事

- (1) 開会のあいさつ
- (2) 新委員の紹介
- (3) 報告事項

#### ア 第20回ないし第23回議事概要の公開について

第20回ないし第23回議事概要は，その内容について各委員の了承を得た上，下級裁ホームページに掲載するとともに，千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社（千葉日報，共同通信，毎日，時事通信，産経，NHK，

東京，読売，朝日，日本テレビ，TBS，テレビ朝日，フジテレビ，千葉テレビ）  
に交付する方法により公開された。

イ 委員長代理の指名について

委員長から，地方裁判所委員会規則 6 条 3 項の規定に基づき，委員長代理として  
古田委員を指名した旨の報告があった。

(4) 意見交換【発言要旨は別紙のとおり】

テーマ 1 「裁判員制度の導入を目前に控えて」

テーマ 2 「裁判員制度に関する広報について」

テーマ 3 「裁判員模擬裁判について」

テーマ 4 「千葉地方裁判所における医療過誤訴訟について」

(5) 千葉地方裁判所委員会（第 25 回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第 25 回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員制度の実施直前の状況に  
ついて」，「少額訴訟を中心とした簡易裁判所の実情について」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第 25 回の当委員会の開催日を平成 21 年 3 月 5 日（水）午後 1 時 15 分から午  
後 3 時 30 分までとする。

(6) 閉会のあいさつ

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿（平成 20 年 7 月 8 日現在）

(4) 参考資料

ア 選任手続のあらまし

イ 裁判員制度広報結果について（新聞記事，広報誌添付）

ウ 模擬裁判資料

- ・ 5 月実施分（起訴状，検察官のまとめの説明，弁護人のまとめの意見）
- ・ 7 月実施分（起訴状，最終弁論）

エ 千葉地方裁判所における医療過誤訴訟

以 上

(別紙)

(4) 意見交換

( :委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

テーマ1「裁判員制度の導入を目前に控えて」

最近、裁判員制度を巡り、一部の政党が実施に慎重な姿勢を取ったり、その反対に、日弁連会長が予定どおり実施されることを強く求めるという緊急声明を出す等の動きがある。しかし、裁判員法は平成16年5月にほぼ全会一致で成立している。刑事司法について、どの制度がいいのかは、最終的には国民の代表である国会が決めることであるが、いったん決まった制度を運営するのは司法である。法曹三者は裁判員制度を円滑に運営する責任があり、裁判所も肅々と準備を進めているので、まず、最近の準備状況を担当者から説明させていただく。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する方の中から選ばれることになっており、市町村の選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている方から選ばれる。

まず、前年の9月1日までに、地方裁判所から、その管轄区域の市町村の選挙管理委員会に対して、翌年1年間の裁判員候補者として必要な割当人数を連絡する。

千葉地裁では、過去の事件数を基に、合計2万2560人の裁判員候補者名簿を作成することになった。その結果、千葉県では、約500万人の有権者のうち、221人に1人が名簿に登載されることになる。

221人に1人というと、少し確率が高そうで、県民の負担が重いように受け止められるかもしれないが、実際に裁判員に選ばれるのは、1つの事件について6人であり、そのほか補充員が2人選ばれるとして、裁判員対象事件が多い年でも、年間で2200人程度、有権者1万人のうち、4、5人程度である。

また、千葉は、対象事件が多いので、有権者1人当たりの確率が高くなっているが、管内に成田国際空港を抱えており、裁判員対象事件となる違法薬物の営利目的の密輸入事件が多いからであり、けっして千葉に悪い人が多いということではない。

割当人数の通知を受けた各選挙管理委員会は、くじで候補者を選定した上、10月15日までに裁判員候補者予定者名簿を裁判所に送付することになっている。

その後、千葉地裁で裁判員候補者名簿を調製して、それを最高裁に送付し、最高裁で全国を一括してデータ管理することになる。

11月末ころ、最高裁から、候補者の方々に、候補者名簿に登載された旨の通知と、定型的辞退事由(70歳以上、学生等)の有無、また、参加困難な繁忙月の有無の調査のため、調査票を送ることになる。

候補者には、調査票に対して回答をしてもらうが、就職禁止事由(国会議員、警察官等)に該当する場合には、各地方裁判所が候補者名簿から削除することになる。

なお、名簿登載の通知がされた段階の、候補者からの質問等は、原則として、最高裁に開設されるコールセンターで全国的に対応する予定である。

来年5月21日に裁判員制度が施行となり、具体的に裁判員対象事件が起訴されると、裁判体が事件ごとに、名簿に登載されている候補者の中から抽選で、裁判員候補者を選ぶことになる。その人数は、事件によって異なるが、それほど日数のかからない多くの事件では、1つの事件で30人程度になるうかと思われる。

選ばれた人には、裁判所から、選任手続期日の通知書と事前質問票を送る。辞退したい人は、その質問票に辞退したい理由を記載して回答することになる。通知書は、期日の6週間前までに送ることになっている。

選任手続期日では、当日の質問票で、具体的な事件と関係がないかなどの質問に答えてもらった上、検察官、弁護士立会のもと、不公平な裁判をするおそれがないかどうかといった点について裁判長から質問がされる。その結果、裁判員に選任しないという決定のあった候補者を除き、それ以外の候補者の中から、抽選で6名の裁判員と必要に応じて補充裁判員を選任することになる。

一度裁判員をした人は翌年のくじでも当たる可能性はあるのか。

裁判員になった方は、その後5年間は辞退できるので、くじで当たっても、連続して義務的にやらなければならないということはない。

裁判員制度の手続を全て広報するのは無理だと思っている。やればやるほど疑問がわいてくるのではないか。一般的な広報としてそこまでやる必要があるかと思っているが、制度の内容に関する問い合わせはあるか。また、裁判員制度に関するウェブサイトのアクセスは増えているのか。

マスコミや自治体の広報誌に裁判員制度のことが取り上げられると、その直後に問い合わせを受けるが、1日に数件程度である。ウェブサイトのアクセスが最近になって急激に増えているという感じはない。

千葉地裁のウェブサイトへのアクセスはどの程度か。

月に1万件程度である。

私も会社の同僚から、仕事を休むことを要求してもいいのかと聞かれる。裁判員をやって自分の生活権が侵されるのではないかという不安があるようである。

会社を休んだとき、会社としては年休にするか、職務免除にするか、こちらにも問い合わせがあり、市役所や大手企業に聞いた上で対応している。裁判員制度の基本的なことより、ソフト的なこと、裁判員になるに際しての現実的なことで気になることが多い。

## テーマ2「裁判員制度に関する広報について」

5月に憲法週間広報行事として、2つの会場で模擬評議を、もう1つの会場で最新の広報用映画の上映会を行った。参加者からは裁判員制度がよく理解できたとの感想をいただいた。

次に、裁判所の庁舎の県庁側に、裁判員制度施行日までの残日数を表示するカウントダウンボードを設置した。設置日である5月21日には法曹関係者のトップが勢揃いしてお披露目式を行い、その様子がテレビや新聞で報道された。

6月にはテプコ地球館で広報映画「評議」と「裁判員」の35ミリフィルムを上

映した。

夏休みには、毎年恒例の親子参加型イベントとして裁判員模擬裁判を実施した。初日は制度施行まで300日前ということで、通常の模擬裁判のほか、所長や若手裁判官が子供たちとカウントダウンボード前で記念撮影を行った。親子ともども、楽しかった、勉強になった等の感想を受けている。

今年度に入り、刑事部職員等が県内の自治体を回り、広報などについてお願いをしてきた。どの自治体も裁判員制度の理解度が高く、また裁判所からの協力依頼にも快く応じてもらえる状況にある。また、前回の委員会で提案された広報誌の活用につき、各自治体にお願したところ、これまで既に9つの広報誌に掲載されており、特に「広報しばやま」では7ページの大特集が組まれた。

今後の広報行事であるが、まず、制度施行まで250日前イベントとして、現在千葉市生涯学習センターにおいてパネル展示会を実施している。

また、法の日週間広報行事として、10月1日に、裁判員制度に関する不安解消を目的としてパネルディスカッションを企画している。NHK千葉放送局の竹山理恵子アナウンサーを司会に、法曹三者のトップと民間企業等に勤めている県民の代表がいろいろと議論する予定である。また、10月4日と18日にも、来場者の中から裁判員役を選任して、模擬評議を行うイベントを企画している。

検察庁ではどのような広報活動をしているのか。

まず国民に身近なことと思ってもらいたいという考えでやっている。何人に1人は裁判員候補者名簿に載るという数字をあげ、他人事ではないということを強調してきた。先ほどの意見のように、大変だと思えば思うほどいろいろな疑問がわいてくるということもある。本日のいろいろな意見を踏まえてまた考えたい。

弁護士会としてはいかがか。

こちらは弁護士の確保で目一杯という感じである。なお、私が講師として伺った勉強会では、判決の結果により、被害者から逆恨みを受けないかとか、マスコミの人に追いかけられないかという不安が出ていた。

わかりやすい審理を目指して、法曹三者で何度も模擬裁判を行っているが、弁護士さんたちは手弁当で頭が下がるくらい熱心に参加していただいております。ありがとうございます。その上、更に広報ということだと大変だが、イベントには必ず弁護士会長に来ていただいております。法曹三者が手を携えてやっているという状況である。最高裁の参加意識の調査で、県単位の調査結果では、千葉県がダントツでトップであった。これは素晴らしいことであり、制度周知を行った成果の現れだと思っている。

参加するときの心配として、被告人の運命を左右するようなことが自分にできるかとか、仕事の調整がうまくできるかという声があるので、丁寧に説明して、少しずつ不安を溶かしていきたい。

広報のスタンスは普及活動でいいと思う。勤めている人は、会社が休みを認めてくれるかという点が大きい。商工会とか、中央だと財界に休暇の創設をお願いしているような話を聞いている。多くの方は、やりたくて仕方ないわけではないが、やってみようと思っているのではないかと。

職業を持っている人にも参加をお願いしなければならない。そうでないと構成が偏ってしまう。

昨年から千葉商工会議所や県内の商工会、各企業を訪問してお願いをしている。大きな企業では裁判員に参加するための特別休暇を設けているところも多い。小さい会社だと、普段の休みも取りづらい状況にあるようだが、従業員が参加するという場合には気持ちよく送り出してほしいとお願いしている。

企業の休暇もいろいろである。どんな制度をやっても大手は早い。問題は中小企業である。個人経営とかタクシー運転手とか、裁判所で日当を1万円払うと言っても、3日間だと辛いのではないか。

広報のベクトルがよくわからない。三者が違うベクトルでやっているのであればもったいない。

以前に裁判所と法務省が国の予算を使ってばらばらなことをやっているのではだめだという指摘を受けたことがあり、その後はできるだけ話し合っている。

企業に協力義務はないのか。従業員は板挟みだと思う。裁判員についても、選挙権を行使するときのように企業が阻止できないようにしないといけない。

不利益に取り扱ってはいけないという点では選挙権の行使と同じである。これは妨害してはいけないということであり、便宜を図るために休暇を設けたりするまでの義務は課されていない。

国が法律で国民に対して、こういったことをやりなさいと言ったときは、労働者の場合、労使の契約とか、就業規則の中に、そのことが入るように、経団連とか労働組合に大きなあみをかぶせることが必要である。これに関連する省庁が何をすることが重要である。こういったことをあわせてやれば、国民もこういった制度に参加しやすくなり、結果的に制度としてよいものになる。

内閣では各省庁を集めて推進会議をやっているが、具体的な成果が見えにくい。そこでもっとやってほしい。

大手の企業はいろいろな点を労使間で確認する。就業規則にそのことが入るかどうかがとても大きい。同じ有給でも、このように休むと賃金はいくらと決まっている。そこまでやってくれるといい。サラリーマンはそういうところを気にする。

女性の場合、派遣社員やパートの人も多い。給与の何パーセントか出るというような仕組みがいいのではないか。

そのような制度を法律で作れば心強いだろうが、そうすると、今度は、中小企業から、そんなものを作られたらたまらないという声が出るかもしれない。そこをどのようにスムーズにやるか。全国的な問題なので地裁単位で解決するのは難しい。

広報活動は徹底しており、裁判員制度があることはみんなわかっているが、辞退するにはどうしたらいいかとみんな考えている。広告にお金をかけるより、地道な普及活動が必要である。

できるだけ幅広く来てもらいたいと思っているが、裁判員になるのは大変だから、何とか辞退したいと思う人がいるのは自然のことである。法律で辞退が認められているので、無茶を言うことはない。無理矢理来てもらって会社が倒産したというようなことはありえない。

何日かかかっても、そんなに大変ではないという気持ちがつながっていけばよい。恨まれると言う人もいるが、対策を整備してくれればよい。地道な努力が実を結べばよい。

辞退の判断の仕方は、この制度を生かすか殺すか、長続きさせるかという点で非常に大事な問題である。刑事部の裁判官が一生懸命議論している。

参加すると支障がある人は来ていただかなくていいようにしないと制度として長続きしない。どういうときに辞退を認めるのが相当か、就業の実情等を調査したデータを基に裁判官同士が検討している。公平に参加できる人には参加していただけるよう勉強している状況である。

県民の中にはいろいろな職種の人がいる。社会的な状況とそぐわない運用にすると、反発があるだろう。適切な判断の前提となる社会状況のリサーチを裁判所では力を入れてやってきた。各業種ごとに、年間で繁忙期はいつかとか、ポストによって事情がどう違うのかとか、意見を聞いてまわった。

大きな企業や中小企業等を含めて100社以上回っており、農協等も回った。

そのような企業状況のリサーチは、裁判官が辞退を認めるかどうかという判断のために役立っている。それぞれみんな忙しい人であろうが、どの程度の事情があれば辞退を認めるか、線引きが難しい。

いろいろな企業を回ったり、将来のことを考えて中学校や高校を回る等、地道にやるべきである。

裁判員制度に関して、私たちは、来年5月から始まるという程度の認識である。繰り返し広報をやるしかない。アナログ放送がいつか終わることは知っていても、いつ終わるかがわからないのと同じである。理解者は増えているだろうが、思ったほどはいないと思った方がよい。DVDを公立図書館に置いてあるが、いいことである。

広報用DVDは制度がわかりやすく説明されており、県内の各公立図書館に送っている。

ツタヤにでも置いたらよい。

公民館から依頼を受けて送ったことがある。裁判所でも無料貸出を行っている。庁舎内にその旨の掲示をしており、総務課で貸出手続をしていく人が少なからずいる。

広報映画はBS放送でもやっていた。

年内に県民に通知が行くとのことだが、今はその前の段階での広報や普及活動をやっているのだと思う。通知が来た人はびっくりするだろうし、かなり反響があるだろう。それを踏まえて広報活動も変わると思う。マスコミも国民の反響を取り上げるだろうし、12月が広報の変わり目だと思う。通知だけが届くのか。

パンフレットも同封して説明するつもりであるが、それだけでは理解しづらいところもあるから、問い合わせに対応するためにコールセンターを設けることとなっている。そこが1つの境目になる。多くの人に通知を出すので、その後は、その人たちにわかってもらうことが中心になる。

### テーマ3「裁判員模擬裁判について」

5月26日、27日には、飲酒による酩酊のため正常な運転が困難な状態で乗用車を運転し、反対車線にはみ出して対向車と衝突し、その運転者を死亡させたという危険運転致死事件の模擬裁判を実施した。この事件は、公訴事実自体には争いがなく、量刑のみが問題となる事案であった。

審理に当たっては、これまでこの委員会で御指摘いただいた、「裁判員として参加する方々の負担を軽くする」とともに、「分かりやすい裁判を実現する」という観点から、見て聞いて分かる審理を目標とし、極力、証拠を厳選して数を減らし、また、証拠の内容も整理しコンパクトにした上で、法廷で完全に朗読・展示することが試みられた。

また、平成20年12月に施行される予定の被害者参加制度を取り込んだ形で実施し、被害者遺族とその受託弁護士が公判期日に出席し、被害者参加人自身が、証人と被告人に情状に関する質問を行ったほか、証拠調べが終わった後、事実又は法律の適用について意見を述べた。

検察官は懲役6年を求刑したが、被害者の受託弁護士は、法律の定める上限の懲役20年が相当であるとの意見を述べた。

これに対し、弁護人は、社会内で償いを尽くさせるのが相当であるとして執行猶予のついた裁判を求めたが、判決は懲役6年の実刑となった。

7月8日、9日には、成田国際空港を抱える千葉ならではのといえる、外国人による覚せい剤輸入の事件を取り上げ、実際の北京語の法廷通訳人3名に協力いただいて、1名を被告人役、2名を通訳人役として実施した。千葉においては、裁判員対象事件が年間200件ほどあるうち、外国人の薬物輸入事件が50件近くを占め、その約半数が否認事件であるということから、要通訳事件の否認事件の審理の在り方を検証するという目的で実施したが、全国で初めて行われる要通訳事件の裁判員模擬裁判ということで、通訳人関係者等多数が傍聴した。

事件の内容は、被告人が、共犯者と意思を通じ、営利目的で約2キロの覚せい剤を輸入しようとして、スーツケースの二重底部分に隠して日本に持ち込もうとしたものの、空港内の税関で怪しまれて発見されたというもので、被告人は、スーツケースの中に覚せい剤が隠されていることは知らなかったとして、犯意を争ったものである。

争点について、実際の事件で使われたスーツケースを証拠物として調べたほか、税関の職員を証人として調べるなどして、検察官のいうとおり犯意が認められるのか、認められたとしてどの様な刑にするのが相当かを評議した。

検察官は、論告で、被告人に犯意は認められるとして、懲役13年及び罰金750万円等を求刑し、弁護人は、犯意は認められないから無罪であるとの熱弁をふるったが、評議の結果、覚せい剤を含むわが国に持ち込むことが禁止されている規制薬物がスーツケース内に隠されていた点の認識が被告人は認められるとして、被告人を懲役8年及び罰金500万円等を内容とする判決が言い渡された。

危険運転致死の事件を傍聴した。一番感じたのは裁判員は大変だということである。やりたいという思いがある一方で、辞退できるなら、辞退したいと思った。どうやって刑を決めるのかと黙っていたら、先例が示されてから、各裁判員が意見を

聞かれていた。重い罰を科すべきだという人と、誰でも場合によっては起きてしまうから軽くしようという人と、人によって相当刑罰に対する意識の違いが出ていた。最後は、これまでの事例の近くに収束した。どの程度の刑になるか見当がつかないと困るし、最後にはどこかに収束しないといけないことは分かるが、もう少し良い方法がないかなと感じた。

辞退したいと思ったのは、主にどのような理由か。

裁判の手續の中に証拠採用の場面があり、検察官が酌定の程度を示すために何かの本を証拠として出そうとしたとき、弁護人が異議を出し、証拠を採用するとかしないとかやっていた。そのあたりがごちゃごちゃしていた。

今のは法律の専門家だけでやる公判前整理手續でのことであり、だから難しいと感じたのであろう。裁判員が立ち会う公判は、証拠採用決定がなされた後であり、裁判員が公判前整理手續に参加することはない。

私も初めて模擬裁判を見させてもらった。要通訳の事件は、全国に先駆けて取り上げ、前向きに努力していると思った。公判前整理手續は、法曹三者の調整の努力が大変だと思ったが、調整次第で結果が違ふ場面もあるという印象を持った。裁判員は、法廷で集中して双方の発言を聞いて、1つずつ理解しながら判断していくので大変だと思った。本番で自分がその場面になったら、ときどきすると思う。遺族が心情を述べる場面は相当影響力があると思う。それまでは刑をそんなに重くしなくていいと思っていたが、遺族の思いを聞くと、どこまで公平に判断できるか。飲酒運転の量刑は裁判員の中でもかなり開きがあると感じた。量刑を決めるにあたり、みんなで話し合う必要があるが、それも大変な作業になると思う。

要通訳事件の模擬裁判が印象に残った。通訳を通して裁判員がどこまで分かるかと思った。飲酒運転の事件は身近でかなり理解できたが、覚せい剤の事件は日常の中に入っていないので、もし自分が裁判員になったら、どういう風に整理するのかと思った。

外国人は通訳を介すので、何を話しているときに嘘っぽい顔をしたのかわからない。1日聞いていて頭が疲れた。どういう質問を今しているかが裁判員にはっきりわかれば、何とか判断できると思う。

実際に審理するときはみんな電車で来るが、交通の便がよくないところもある。今は模擬の裁判員が近くの人だが、実際には負担が出てくる。当日来れないときもあるので、補充裁判員が必要だと思う。拘束時間は少ない方がいいが、判決までいないといけないのか。また、かなりの時間裁判に専念しないといけないが、休み時間をもう少しもらえると、緊急のときに連絡がとれる。内容的なことより、遠方から来る人への配慮とか、スケジュールをきちんとすること等を考えてもらったらいい。模擬裁判は難しいものを行っているが、最初の段階はわかりやすいものもいい。そうすればスケジュールも拘束時間もめどがつく。

模擬裁判ではいろいろと検証したいことがあるので、難しい素材を使っている。裁判官の説明はとても易しくなっている。

裁判員はやってみたいと思うが、くたびれるし、時間どおりにいかないこともある。裁判長は優しく、よく教えてくれる。

先ほど、公判前整理手続での議論の応酬が分かりにくいと指摘された、飲酒の程度を示す数値の点については、法曹の間でも、証拠採用してもいいのではないかという意見があった。このあたりは今後改善されていくと思う。被害者参加のインパクトが強すぎるのではないかという意見があったが、この制度ができた当初、弁護士会から、積極的に導入すべきという意見とともに、心配な点もあるという懸念があった。模擬裁判が終わってから裁判員に感想を聞くと、冷静な判断ができたという人が多かった。そういう意味では、懸念はないと思った。

模擬裁判の遺族役が演技派だったので、意見陳述はインパクトが強かった。新聞記事には、「遺族の話を聞いているうちに引きずられそうになり、流されてはいけないと思った」という裁判員のコメントが載っていた。検察官の立場としては、遺族が厳罰を求めることが正当な処罰感情なら十分考慮すべきであると思う。被告人は法廷で自分に有利なことを話せるが、被害者は何も話せない。裁判員はみんな真面目で、冷静でないといけないと思うようだが、そんなに冷静にならなくてもいいと思うときがある。量刑を見て、軽いと思った。

今回の制度ができる前も被害者が心情を述べる機会があった。その制度が入ったときに、従前、私たちは、検察官の立証を通じて被害者の心情を理解していたつもりであったが、実際の生の声を聞くと、それまで理解していたと思っていたものとは違うと思った。しかし、そういう意識をストレートに反映するのではなく、心情とともにその背景にある被害が生活に与えた影響を冷静に判断しないといけない。裁判員のコメントは20年という求刑に流されてはいけないという意味であり、評議の結果は健全な常識が反映されたと思っている。

裁判員は、被害者の感情に引きずられないように、その感情を押し戻そうと思うのが普通であろう。あまり多くを求めるのは酷である。量刑も、今までの事例だと言われると、そのとおりかと思うのが普通である。

従前の量刑を示したことはあるが、個別具体的なものをあまり示しすぎても裁判員に影響を与えてしまう。参考に大枠の幅を示して考えてもらい、その幅を超えるべきであるというならそれでも構いませんという形で示している。一般の国民の意見をうかがうという重みを考えた上での提示である。

弁護士委員の意見はどうか。

特に危険運転致死の事件について、どのように主張し、どのように弁護すればいいか、弁護士会内部でも悩んでいる。

模擬裁判は実際の審理を適切に行うためにやっているものであり、ある意味で実験なので、大いに意見を言ってもらえればと思っている。

#### テーマ4「千葉地方裁判所における医療過誤訴訟について」

医療過誤訴訟とは、「医療のミスによって、患者の身体生命が傷つけられたとして、医師や病院を相手に起こす訴訟」であり、通常の民事訴訟手続の中で審理が行われる。

医療過誤訴訟の特色は、「深刻性、専門性、証拠の偏在」である。

まず、第1に非常に深刻な事件であるということが上げられる。現在、千葉地裁に35件の事件が係属しているが、内14件が死亡事案、5件が植物状態となっている事案である。病院を信頼して、入院治療を受けていた患者が、突然死亡してしまったというような事案が典型的なものであるが、医療側は何をしていたのか、救命をすることはできなかったのかなど、患者側遺族の病院側に対する不信、どのような治療が行われていたのか、真実を知りたいという要求は、非常に強いものがある。

2番目の特色として、「専門性」を上げることができる。医療は、患者の臨床経過、医師の臨床診断、各種画像検査（レントゲン、CT、MRなど）、血液生化学検査などによって、診断、診療が行われている。裁判は、当事者の主張を整理し、争いのあるポイントを確定し、過失の有無という法的判断を行う過程であるが、事実の確定について、診断、診療における医療情報の意味、また、法的判断の前提となる医療水準、医学的知見について専門的情報の理解が必要となる。

3番目の特色として、「証拠の偏在」を上げることができる。患者側は、何が行われたかについて、客観的なデータを有しておらず、診療経過について正確に把握していない。原告側からみると、訴訟を提起するまでに調査活動に時間を要し、過失の主張を組み立てるについても困難が伴う。

統計的な面から、医療過誤訴訟をみると、平成14年から平成19年まで、毎年、1000件の事件が全国の地方裁判所に提起され、現在審理中の事件数が約2000件ある。平成16年に1110件という新受事件の山があり、以後、やや減少傾向にあるが、平成19年は、平成18年と比較し増加傾向を示しており、今後、どのような推移を示すかは予断を許さない。

千葉地裁の事件動向も全国と同じように、平成16年の27件が新受事件のピークとなっているが、平成18年、19年と増加、横ばいの傾向を示している。

なお、医療過誤事件は、1980年代まで、全国の新受件数は年間300件程度であったが、平成5年ころから増加傾向に転じ、平成12年には約2倍となり、平成16年には約3倍に増加している。これは、医療の高度化により危険の伴う手術、検査が増えたこと、危険管理の不備、患者の権利意識の高揚などが原因となっていると思われる。

審理期間を見てみると、平成18年の統計で、通常の民事事件は約7か月から8か月で審理が終了しているが、医療事件は約25か月もの期間がかかっている。もっとも、平成5年ころは約40か月の期間を要していたので、大幅に短縮されている。

司法制度改革の中でも、専門的知見を要する事件への対応強化が重要論点の一つとされていたが、医療過誤訴訟について、審理充実・促進のため、平成13年4月に東京、大阪に医療専門部を設置されたほか、千葉地裁、名古屋地裁、福岡地裁、横浜地裁などの政令指定都市の地裁に医療集中部が設置された。

また、医療過誤訴訟については、医学的な鑑定が必要となる場合が多いが、従前、鑑定人を依頼するルート・方法が整備されておらず、鑑定書を提出してもらって平均約9か月かかっていた。そこで、鑑定を依頼する方法の改善が図られ、現在は、

各地裁で、大学病院などの協力により、鑑定人選任のシステムが整備されるようになった。

民事訴訟法の改正により、平成16年から専門委員制度が導入された。専門委員には、裁判所のアドバイザーとして、争点整理段階を中心に、訴訟手続の各段階に關与して、専門的立場からポイントについて説明をいただいている。

千葉地裁の医療訴訟の特色は、医療機関との連携が円滑になされていることである。この連携の核となっているのは、千葉県医事関係裁判運営委員会である。この委員会は、前身の改善協議会を含め、平成13年から活動をしているが、千葉県内の6大学病院（千葉大学医学部附属病院、順天堂浦安、東邦大学佐倉、東京慈恵医大柏、帝京大学市原、日本医大北総）、県立8病院（平成18年から）、千葉県弁護士会、裁判所とで構成され、千葉の医療裁判についてどのようにしたら適正で迅速な審理ができるかの方策を検討している。鑑定人の確保については、各病院に病院長から適正な鑑定人を推薦していただく方式が確立しており、その結果、鑑定を経た事件では、全国平均より約9か月、迅速に事件が処理をされている。

なお、千葉地裁では複数鑑定制度を運用しているが、この制度は、原則として、3人の鑑定人に鑑定をお願いする方法である。個別方式と討議方式があり、個別方式は、3人の鑑定人がそれぞれ、他の鑑定人の氏名を知らない状態で、同じ鑑定事項について意見をいただく方式である。こちらが主流で約30件の実績があるが、鑑定の客観性を担保し、鑑定人の精神的負担を軽減する方法として、非常に優れた方法であると思っている。もう一つの討議方式は、3人の鑑定人に討議をしていただき、一通の鑑定書を作成していただく方式であり、2件の実績がある。

法律的な紛争は、最後は裁判で決着をつけることになるが、それだけに裁判は、「手続が厳格で解決までの時間がかかる」、「ある程度の費用がかかる」、「裁判事項以外の当事者の要望に対応することが困難である」といった問題がある。

医療過誤訴訟でも、患者側は、金銭賠償のみでなく、「真相の究明」「医療側の誠実な対応」「事故の再発防止」など複合的なものを求めている。また、被告とされた医師側も、傷つくことが少なくない。

そこで、裁判よりも簡易、迅速に安価な費用で紛争を解決できる、裁判外紛争解決機関（交通事故紛争処理センター、PLセンターなど）が工夫されてきた。これは話し合いによる解決を基本とするものであり、裁判による解決の問題点を解消できないかが試みられている。医療分野では、医師会内部の医療紛争審査会、東京3弁護士会の「医療ADR」などがある。平成19年から民間業者も法務大臣の認証が受ければ、裁判外紛争解決を行うことができるようになったが、千葉においては、千葉大学医学部や法経学部の教授の有志、弁護士会の会員有志などによる医療紛争研究会が医療ADRの立ち上げを計画し、現在認証手続を進めているようであり、裁判所としても今後の状況を見守っている。

他の地域の動きはどのようになっているのか。

東京3弁護士会の方で、医療の専門家が入らずに、弁護士だけで、それぞれ原告側、被告側、それから中立的な立場に立って進めているものがあり、新聞記事によれば、3弁護士会としては、この方式を他の弁護士会にも勧めたいとのことである。

訴訟に至って、判決と和解の比率はどの程度か。

千葉地裁では和解の比率が高い。6割から7割が和解である。

そうすると、6割から7割はADRでも解決が可能ということか。

解決にはタイミングがあり、裁判は、最後の段階だから和解するという面もある。

訴訟の審理が進み、鑑定を経て、専門家の意見が出ていると、裁判所としても、心証を話して、それぞれが納得して和解するということが多い。ADRも専門家の意見を上手に活用できれば、話し合いで解決できる事件が多くなるのではないか。

鑑定費用はどうか。

費用はかかるが、それは鑑定を申請した人が出すことになっている。複数鑑定では、千葉の場合は、原則、1人20万円で3人分で60万円となり、それを予納してもらうことになる。

最終的にはその費用は訴訟費用として敗訴者負担となる。訴訟は、ある意味バトルであり、当事者双方が傷ついてしまうという心配がある。訴訟以外のマイルドな紛争解決方法が活用できればより望ましいのではないか。

複数鑑定の当事者の納得状況はどうか。

比較は難しいが、3名の専門家がそれぞれの立場から鑑定しており、客観性が担保されているので、各代理人から見ても納得の度合いは高いと思っている。

不利な結論になる場合でも納得してもらえているのか。

そのように思う。

以上